

公益財団法人 黒潮生物研究所
研究事業にかかる研究所組織規程

平成 30 年月 11 日 2 日制定

第 1 条 (目的)

本規程は、公益財団法人黒潮生物研究所（以下、「財団」という。）および財団が運営する黒潮生物研究所（以下、「研究所」という。）が実施する研究事業にかかる組織体制と業務分掌及び職務分掌に関する基本事項を明確に定め、効率的な研究事業の運営と責任体制の明確化を図ることを目的とする。

第 2 条 (組織)

研究所には次の部門を置く。

(1) 研究部

(2) 事務局

2 前項に定める各部門の業務は以下のとおりとする。

(1) 研究部・・・財団および研究所が実施する下記の研究事業に関して研究の実施等専門的な業務を担う。

(1) 黒潮流域の生態系及び必要ならば他の生態系（以下「黒潮生態系等」という。）における生物及び環境に関わる調査研究を執行若しくは受託し、又はその援助を行う事業

(2) 黒潮生態系等における生物及び環境に関わる保全対策を執行若しくは受託し、又はその援助を行う事業

(3) 黒潮生態系等における生物及び環境に関わる普及啓発の目的で、収集した資料及び標本等を公開展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、又は講演会・談話会・展示会・野外研修会などを開催し、学校教育等に協力して環境教育を推進し、並びに図書及び機関誌等を発行する事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 事務局・・・研究事業の遂行に必要な事務局業務全般（労務、経理、契約、庶務、人事、用度など）に係る事務処理を行う。

第 3 条 (役職)

研究所に、研究所長を置く。

2 研究部に、次の役職を置く。

- (1) 研究室長
- (2) 主任研究員
- (3) 研究員
- (4) 研究員補

3 事務局に、次の役職を置く。

- (1) 事務長
- (2) 事務員

4 各役職について、担当する業務は以下のとおりとする。

- (1) 研究所長

すべての研究事業について研究の実施、予算管理、企画・調整、人事・サービス、経常研究・共同研究の推進、他機関との連携などに関する業務を総括し、管理運営責任を持つ。また、公的研究費の管理運営については実質的な責任と権限を持ち、職員に対する研究倫理教育を行う。

- (2) 研究室長

研究所長の指揮の元、複数の研究プロジェクトを統括し、下位研究職員を指揮・指導し、研究事業について研究の実施等必要な業務を遂行する。

- (3) 主任研究員

研究所長あるいは研究室長の包括的指示のもとに下位の研究職員を指揮・指導し、研究事業について研究の実施等必要な業務を行う。

- (4) 研究員

上職研究員の指示のもとに研究事業について研究の実施等必要な業務を行う。また、担当業務に関して研究員補等を指揮、指導する。

- (5) 研究員補

上職研究員の指示の下、研究事業の実施にあたり、業務の補助をする。

- (6) 事務長

財団および研究所の研究事業の実施に係る人事、労務、経理、契約等の事務を統括する。また、公的研究費の運用にかかる経理管理等の事務を所掌する。

- (7) 事務員

事務長の指示のもと、業務の遂行にかかわる事務処理を行う。

5 研究活動を行うことを職務に含む者として財団および研究所に所属し、研究活動に実際に従事するもの（研究者とする。）は以下のとおりとする。

研究所長、研究室長、主任研究員、研究員